

## 令和3年度第1回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時  
令和3年11月11日(木)午後1時10分～午後4時
- ◆ 開催場所  
練馬区立生涯学習センター 第2会議室
- ◆ 出席者  
出席委員4名(会長、ほか3名)  
区出席者5名(教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員3名)
- ◆ 議事  
1 諮問  
2 審議  
    令和3年度登録文化財について
- ◆ 報告事項  
1 令和2年度指定・登録文化財の経過報告  
2 令和3年度文化財関連事業計画
- ◆ 公開可否  
原則公開(傍聴人:なし)
- ◆ 配布資料  
資料 1-1 令和2年度指定・登録文化財関係(練馬区教育委員会告示第9号:写)  
資料 1-2 令和2年度指定・登録文化財関係(「ねりま区報」令和3年3月1日号:写)  
資料 1-3 令和2年度指定・登録文化財関係(「ねりまの文化財」第108号)  
資料 2 令和3年度文化財関連事業計画
- ◆ 事務局  
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係  
5984-2442

### 会議の要旨

- <文化・生涯学習課長> 開会の挨拶
- <教育長> 委嘱状の交付
- <事務局> 会議の成立について報告
- <文化・生涯学習課長> 会議の公開について  
会長・副会長の選出について

#### <教育長> 諮問

令和3年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問します。令和3年11月11日 練馬区教育委員会

文化財を指定・登録することについて、2件、内容は別紙のとおりです。

#### <教育長> 挨拶

本日はご多用の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本年7月1日に前任の河口浩に代わり、教育長に着任いたしました堀和夫です。どうぞよろしく願いいたします。今年で区の文化財保護条例を制定してから35年目を迎えました。この間、225件の文化財を登

録し、そのうち 49 件が指定され、区内の貴重な文化財を保護・活用してきました。区を紹介する冊子やホームページなどに取り上げられる機会が増え、子どもたちへの郷土理解や観光、まちづくりの様々な分野で活用されております。審議会の委員の皆様のご尽力とご協力のお蔭であり、感謝申し上げます。

今年度は「光傳寺の半鐘」、「妙福寺の享保十年銘半鐘」、「妙福寺の嘉永三年銘半鐘」を登録文化財とすることをについて、ご審議いただきたいと存じます。委員の皆様には、ご多用のところ恐縮でございますが、1 月中頃を目途に答申をいただきたいと存じます。

諮問案件は、江戸時代の半鐘 3 件で、地域に関わる資料です。区では地域の特徴を示す文化財について、力を入れて保護・活用していきたいと思っておりますので、一層のご協力をお願いいたします。今年度もよろしくご審議いただきますようお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

(教育長退席)

<事務局>

今回は諮問の段階ですので文化財の概要を紹介します。第 2 回で答申文案をご検討いただくときに、文化財について詳しい内容を示して参ります。

<会長>

それでは審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

<事務局>

お手元の諮問資料をご覧ください。本年度の諮問につきましては、文化財を登録にすることについて 3 件で、江戸時代の半鐘です。これまでも区内に残る江戸時代の半鐘は、3 件を登録させていただきましたが、諮問案件は登録文化財になったものと同等の価値がある資料であると考え、今回諮問させていただきました。それぞれについて、担当者からご説明させていただきます。

<事務局> 別紙 1 頁、1 文化財を登録することについて、登録案件一覧を説明  
別紙 2 頁以降の各文化財の概要と資料を説明

<会長>

ご質問ご意見はありますか。

<委員>

No.2 妙福寺の享保十年銘半鐘と No.3 妙福寺の嘉永三年銘半鐘については、紀年銘を入れていますが、どうしてでしょうか。

<事務局>

今まで梵鐘・半鐘の文化財の名称には、所有寺名の梵鐘とつけています。例えば、長命寺の梵鐘というように。今回は同じ寺に 2 つの案件があり、同じ名称になってしまうのを区別するため、紀年銘を入れる検討をしました。

<会長>

同じ名称の文化財はいくつもあります。名称で文化財を区別していこうとするのは無理が出てきます。名称が同じであれば、所有者を見て、年代や法量を見て区別できると思います。文化財の名称の付け方も時代によって考え方が変化しています。今回の場合は、どこまでの情報を名称に反映させていくのか、検討課題です。

<事務局>

ご意見踏まえて再検討し、答申案で提案します。

<委員>

寺の沿革は、概要または答申文に反映して下さい。その沿革の中で、この半鐘がどういう位置づけができるかが見えてきます。また、梵鐘や半鐘の銘文は、宗派による違いはないのでしょうか。

<事務局>

寺の沿革につきましては、答申文に入れるように致します。銘文の形式につきましては、陰刻される経典や題目などの違いはあっても、宗派による大きな違いはないと思われませんが、引き続き調べます。

<会長>

宗派による違いはなくても、和鐘の特徴はありますし、時代の特徴があるので、和鐘と江戸時代の鐘の特徴は、文化財の概要の説明文にも答申文にも入れるようにして下さい。

<事務局>

そのように致します。

<副会長>

No.1 と No.2 の半鐘の鋳物師は、小幡内匠とありますが、区内に他に鋳物師の半鐘はありますか。

<事務局>

小幡内匠の鐘は、区内で確認できているのは、この2例の半鐘だけです。小幡内匠に関しましては、香取秀真『江戸鋳師名譜』(私家版、昭和27年)等にも多数の作品が把握されており、現在確認できるもので50例を数えます。江戸時代中期を代表する鋳物師の一人です。No.3の銅屋清次郎については、他の作品はわかっておらず、江戸大門通で銅問屋の商いをしていた可能性もありますが、詳細は調査中です。

<会長>

小幡内匠が江戸時代中期を代表する鋳物師ということは、文化財の概要文にも入れて下さい。

<事務局>

答申文に反映するようにします。

<会長>

梵鐘と半鐘の違いはありますか。

<事務局>

小学館の精選版日本国語大辞典の一例では、梵鐘は寺院鐘楼に吊り下げる鐘で、半鐘は釣鐘の小形のもので、昔は寺院または陣営での合図に使用したが、後火の見櫓の上などに取り付け火災の通報に利用したという趣旨で記載されております。

<会長>

用途の違いはありますが、大きさ・形状等で明確な区別はつけられていないようです。半鐘というと火の見櫓を想像してしまう方もいるので、寺の半鐘ということがわかるように記載して下さい。

<事務局>

答申文に反映します。

<会長>

諮問文の記載項目についてですが、所有者の欄には所有者の住所を記載しないのでしょうか。文化財の所在地というのは所有者の所在地となりますので、検討して下さい。

<事務局>

検討します。

<会長>

諮問文の文化財の概要の書き方も、美術工芸品なら法量が先にきて、次に形、品質、構造という順番があります。今回は、前回の半鐘の諮問文に記載にならった形にされてと思いますが、記載の順序も今後検討して下さい。また、細かい乳の間の区画や数より来歴を記述する方が大切だと思います。

<事務局>

概要文の書き方について、今後、見直していきます。

<副会長>

半鐘の部分名称は一般の方には難しいです。辞書を確認しないとわかりにくい。図を使うなど工夫して下さい。

<事務局>

一般の方向けの文化財紹介の際には、図を提示するなどわかりやすい文章に工夫します。

<委員>

銅屋の読み方は、「どうや」でしょうか。

<事務局>

明確ではありません。日本史辞典では「あかがねや」と読み方ができますが、香取秀真の『江戸鑄師名譜』では銅屋は「ど」の並びで掲載されていることから、「どうや」と読み上げました。

<会長>

商いの名前ということ兼ねているのでしたら、歴史的に「あかがねや」という読みの方がふさわしいように思います。

<事務局>

読みにつきまして、引き続き調査します。

<会長>

銘文の始まりは、決まりがあるのでしょうか。寺名や鑄物師銘が先に出てくることに違和感があります。

<事務局>

一般的には撞座から半鐘に向かって左周り（時計周り）で池の間の銘文を読んでいきますが2つある撞座のどちらから始まりになるのかは、読み手の判断になります。答申までに再度検討していきます。

<会長>

今回の半鐘は、金属供出がされたのでしょうか。来歴はわかりますか。

<事務局>

光傳寺は、第二次世界大戦時、金属回収令により供出しております。しかし、供出直後、高松地区の半鐘と交換されたことで溶解を免れ、火の見櫓の半鐘として使われていました。写真には、その時の鉄塔の鑄止めに使われたと思われる塗料も散見されます。火の見櫓が取り壊された後、区立高松小学校にて資料として保管されていたが、平成9年（1997）に高松町会に戻され、緑青を落としたところ寺院名が判明し、54年ぶりに光傳寺へ返納されたという来歴です。

妙福寺の半鐘につきましては、供出したという話は聞いておりません。

<会長>

半鐘の重さは測れるのであれば記録して下さい。

<事務局>

光傳寺の半鐘は取り外しができますが、妙福寺の半鐘は取り外しができません。測れるものについては答申文に反映します。

<会長>

銘文はすべて写真を撮ってありますか。

<事務局>

はい、記録してあります。

<会長>

諮問資料に銘文の写真は提示いただいた方がいいです。また、銘文の活字文の中には、梵字も活字にして記載しましょう。なお、5頁池の間第2区の銘文にある、「一功」は「一切」だと思います。

<事務局>

確認し、修正します。

<会長>

銘文の旧字体の表記については、原文ママでよろしいのでしょうか。

<委員>

金石文は専門ではないのですが、これについては旧字体をそのまま表記するかどうか、行政文書の方での決まりはありますか。

<事務局>

行政文書では旧字体は直すことになり、固有名詞は原文のママ用います。現在、旧字体で表記している個所については、答申文までに精査していきます。

<会長>

審議会の今後の審議の流れについて、ご説明下さい。

<事務局>

当区では、諮問文で文化財の概要を示し、視察時で物を見ていただき、答申文案を作成してご審議いただくという流れです。

<副会長>

審議会の全体の流れについてですが、他の区では、諮問時に答申文案や文化財の詳細調書を資料に出してくるところもあります。その方が委員としては、指導や指摘を出しやすいです。

<事務局>

ご意見ありがとうございます。第1回目の審議会の開催時期と合わせて、1回目の諮問時にどこまでの資料を用意していくかにつままして内部で検討します。

<会長>

質問は以上でよろしいでしょうか。以上で審議事項を終了します。

続きまして、報告事項について事務局からお願いします。

<事務局>

報告事項1 令和2年度指定・登録文化財の経過報告

報告事項2 令和3年度文化財関連事業計画

資料 1-1 令和2年度指定・登録文化財関係(練馬区教育委員会告示第9号:写)

資料 1-2 令和2年度指定・登録文化財関係(「ねりま区報」令和3年3月1日号:写)

資料 1-3 令和2年度指定・登録文化財関係（「ねりまの文化財」第108号）

資料 2 令和3年度文化財関連事業計画

< 会長 >

その他事項はありますか。

< 事務局 > 次回の開催連絡

< 会長 >

本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。